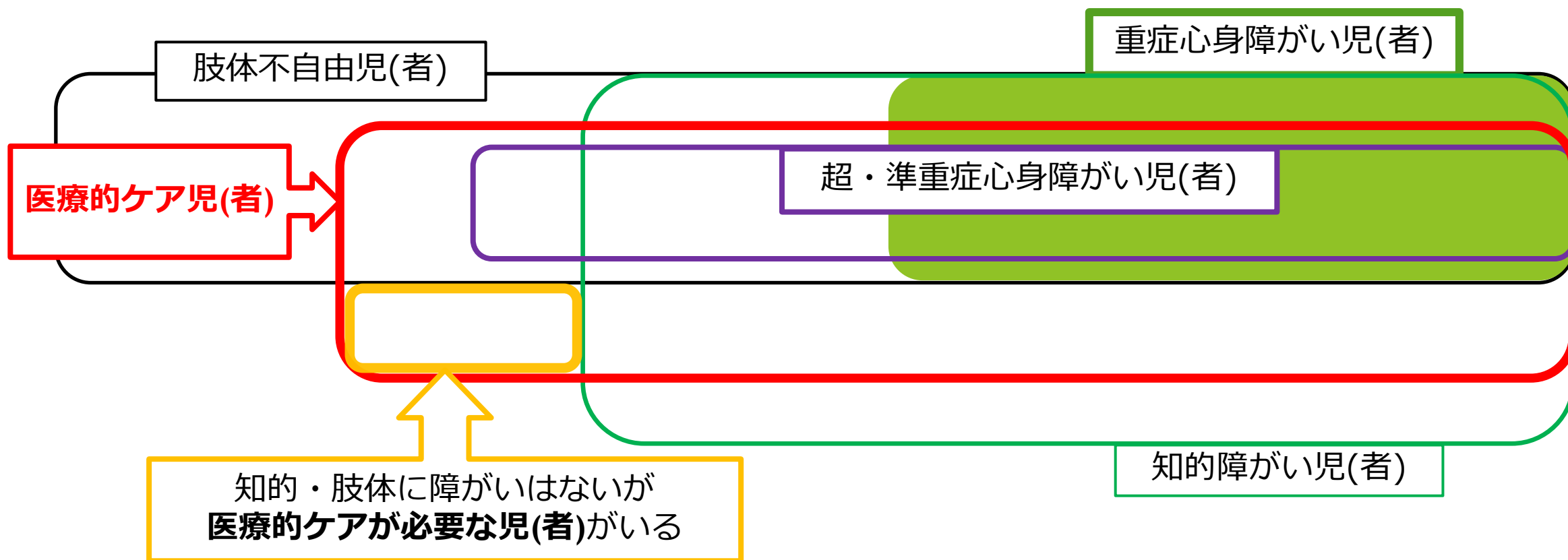


岐阜市における 医療的ケア児(者)に関する これまでの取組と現状について

障がい福祉課 相談係

医療的ケア児(者)とは

日常生活や社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等
その他医療行為を受けることが不可欠である児童（18歳未満）と成人（18歳以上）



医療的ケア児に関するこれまでの取組

○岐阜市障害者総合支援協議会における協議

- 平成29年度より、協議会の専門部会において、医療、保健、福祉、保育・教育の関係機関が、医療的ケア児の支援について協議を行っている
- 専門部会の内容について
 - ・市内在住の医療的ケア児について関係機関と現状の共有
 - ・市内在住の医療的ケア児をもつご家族や関係機関等のご協力をいただき、医療的ケア児について学びを深めた
 - ・グループワークにて地域課題等を検討し、関係機関同士の連携強化に努めてきた

岐阜市独自の制度等について

○日常生活用具費の支給

- ・ 重度障がい児(者)が、日常生活に必要な用具を購入する際に要する費用を支給
- ・ 地震や台風等の災害により、**停電**となった場合の緊急時に備えて、**令和3年度から、対象品目に以下を追加**

<追加品目>

人工呼吸器、人工心臓用自家発電機やポータブル電源等

<基準額>

10万円

<お問い合わせ先>

障がい福祉課 給付係（直通電話 214-2135）

○重症心身障害児(者)短期入所事業等利用者負担金軽減制度

- ・重症心身障がい児(者)が、短期入所、日中一時支援サービスを医療機関において利用する場合と福祉施設において利用する場合とで利用者負担額に格差が生じるため、利用者が安心して医療機関での短期入所、日中一時支援を利用できるよう利用者負担の軽減を図る

<対象>

障害福祉サービスの短期入所又は地域生活支援事業の日中一時支援の支給決定者で、「重心」等の決定を受けており、医療機関において短期入所又は日中一時支援等を利用し、利用者負担額を支払った方

○地域生活支援給付費支給地域生活支援事業

- ・日中一時支援において、**医療機関以外の施設**で医療行為を提供する場合に**医療的ケア対応支援加算**を設けている

<お問い合わせ先>

障がい福祉課 支援係（直通電話 214-2137）

高度専門分野相談支援事業

医療的ケア児・者、重症心身障がい児・者、強度行動障がい児・者、その家族の方等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言などを行います。

〈開所時間〉月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）
午前9時～午後5時

○リトル☆スター

岐阜市寺田7-86-1 電話 255-3031

○はなみずき苑 指定相談支援事業所

岐阜市大洞3-4-5 電話 241-5221